

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和元年12月2日(月) 11:30~11:43

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 杉本透

委員 細谷政幸、田中徳一郎、田中信次、市川よし子、栄居学、谷口かずふみ、くさか景子、相原高広、井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、

管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、経理課長 奥澤陽一、

参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一郎、政策調査課副課長 八木和則

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(杉本座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題はお手元の会議次第のとおりであります。

はじめに、検討事項1「透明性の向上のための情報公開のあり方」について協議いたしたいと思います。

資料1「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」をご覧願います。

これは、検討事項1に係る当連絡会としての方向性について、前回、11月28日の当連絡会において、座長案としてお示したものでございます。

前回も申し上げましたが改めて申し上げます。

ホームページ上での公開につきましては、整理すべき課題が山積しております。

こうしたことから、ホームページ公開の実施は、「令和6年度(令和5年度交付分)までには」といたしました。

仮に、課題の整理が早くできた場合には、公開実施年度を早めればよいのではないかと考えております。

このことについて、各会派お持ち帰りのうえ、ご検討をお願いしたところでございます。

つきましては、各会派における検討結果につきまして、お聞かせをお願いいたします。

(細谷委員)

座長案で結構でございます。

(栄居委員)

団会議などに諮りまして、座長が今おっしゃられた「令和6年度までには」という文言がありましたので、会派の了承をいただきました。

(谷口委員)

私どもも座長案で結構でございます。

ただ、加えて先程座長がおっしゃられたように、準備が整った際には前倒しで実施をお願いしたいと思います。

(くさか委員)

私どもも議長案で合意します。

座長がおっしゃられたように、早く課題が整理できた場合は前倒しでということが入ればということは、申しておきます。

(相原委員)

座長案のとおりで結構でございます。

(井坂委員)

私たちが団で検討しまして、先程言われておりましたけれども、私たちが出来るだけ早くと思っておりますので、ここには「令和6年度までには」ということで、前倒しでできるように検討はしていきたいというふうには思っておりますので、座長案で了承したいと思います。

(杉本座長)

それでは、検討事項1に係る当連絡会としての方向性については、座長案のとおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないと認め、そのように決しました。

ただいまをもちまして、検討事項1から検討事項7までのすべてに係る当連絡会の方向性について決定いたしました。

政務活動費連絡会要綱第10条の規定では、座長は、検討結果について、団長会に報告することとなっております。

そこで、本職において、「政務活動費連絡会報告書」の座長案を作成いたしました。

つきましては、委員の皆様にお配りをしたいと思います。

(座長案配布)

それでは、座長案について、議会局に説明させます。

(経理課長)

それでは、「政務活動費連絡会報告書(案)」について、説明をさせていただきます。

ただいま配付のありました、資料2をご参照願います。

見開きの「はじめに」をご覧ください。

本県議会における政務活動費に係る支出、運用の経過や、今般、政務活動費連絡会が設置された経緯、および連絡会における検討の観点等について述べております。

1ページをご覧ください。

まず「ローマ数字I「政務活動費の指針」に関する事項」でございます。

はじめに、「1議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い」でございます。

(1)「事務所費」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、事務所が議員本人・1親等の親族・生計同一親族所有物(共有を含む)である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする、また、議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等の法人所有の事務所の場合も、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする、としております。

(2)「人件費」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、1親等の親族・生計同一親族を政務活動補助職員として雇用する場合は、人件費に政務活動費を充当することはできないものとする、としております。

2ページをご覧ください。

(3) 「調査研究費（調査研究委託・県外調査出張の同行）」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、調査研究委託の委託先が1親等の親族・生計同一親族の場合又は議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等を務める法人の場合は、調査研究委託費に政務活動費を充当することはできないものとする、また、1親等の親族・生計同一親族の県外調査出張への同行は政務活動費を充当できないものとする、としております。

次に「2議長提出すべき書類」でございますが、2ページから次の3ページにかけて記載しております。

ウ「見直しの方向性」といたしましては、電話代等の明細書を議長提出すべき書類とする、としております。

次に、「3タクシーの利用区間等の記載」でございます。

ウ「見直しの方向性」といたしましては、支出伝票等の備考欄に利用区間（乗車地・主な経由地・降車地）及び利用目的を記載するものとする、利用区間は町名までの記載とする、としております。

次に「4支出伝票等の様式変更」でございます。

ウ「見直しの方向性」といたしましては、会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載するものとする、支出伝票に会派名を必ず記載するものとする、としております。

4ページをご覧ください。

「5伝票の備考欄等への記載事項の追加」でございます。

(1) 「会議費」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、各種会議の開催に要する経費に政務活動費を充当する場合は、当該会議等のテーマ、場所等を支出伝票の備考欄等に記載するものとする、としております。

(2) 「交通費（電車代等）」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、電車代等の交通費の領収書で、利用区間の明示がない場合は、備考欄に利用区間を記載するものとする、としております。

(3) 「資料作成費」でございますが、4ページから次の5ページにかけて記載しております。

ウ「見直しの方向性」といたしましては、金額にかかわらず、資料作成費に政務活動費を充当する場合は、資料の作成部数を支出伝票の備考欄等に記載するものとする、としております。

次に、「6 指針における使途の明確化」でございます。

(1) 「広報・広聴費」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、広報・広聴費の具体的な事例に「新聞等掲載料」を追加する、としております。

(2) 「クレジットカード決済」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、クレジットカード決済は、一括払いの場合のみ政務活動費を充当することができるものとする、としております。

6ページをご覧ください。

(3) 「宿泊費」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、研修費の具体的な事例に「宿泊費」を追加する、としております。

(4) 「切手・はがきの購入」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、切手の購入費は、一月当たり1万円を充当限度額とする、としております。

7ページをご覧ください。

「ローマ数字Ⅱ神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例及び同条例施行規程に関する事項」でございます。

「条例及び施行規程の改正を検討すべき事項」でございますが、(1)「会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、即日閲覧できるよう情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入することとする、としております。

次に、(2)「会計帳簿の写しの議長提出」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、会計帳簿の写しの議長提出について、条例に規定する、としております。8ページをご覧ください。

(3)「収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開」でございますが、ウ「見直しの方向性」といたしましては、ホームページ公開にあたっては、必要な予算や職員数の確保、各種様式の見直し及び書類の提出時期等について整理する必要があることから、今後更なる検討を行った上でホームページ公開を実施する、としております。

9ページをご覧ください。

「ローマ数字Ⅲ「見直しの実施時期及び今後の対応」」でございます。

はじめに、「1見直しの実施時期」でございます。

(1)「ローマ数字ⅠからⅡ(2)[収支報告書及び会計帳簿等の写しのホームページ上での公開以外]」でございますが、条例、施行規程及び指針の改正を伴うものについては、原則として令和2年度交付分から実施する、ただし、事務所費及び人件費に係る事項については、契約関係及び雇用関係の問題があるため、令和2年度中に整理を行うこととし、令和3年度交付分から実施する、会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧については、令和2年度時点において書類の現存する平成27年度交付分以降から実施する、としております。

(2)「ローマ数字Ⅱ(3)[収支報告書及び会計帳簿等の写しのホームページ上での公開]」でございますが、今後更なる検討を行い、令和6年度(令和5年度交付分)までにはホームページ上での公開を実施する、としております。

最後に「2 今後の対応」でございますが、会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開については、公開までの間に整理すべき諸課題を引き続き検討する必要がある、また、その他の論点については、県議会として今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、県民が期待する政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく必要がある、等について記載しております。

私からの説明は、以上でございます。

(杉本座長)

ただいま、座長案について説明いたしました。私の方から少し補足いたします。

7ページの「ローマ数字Ⅱ 条例及び規程に関する事項」(2)「会計帳簿写しの議長提出」についてでございます。

会計帳簿写しの議長提出については、現状において、「政務活動費の指針」にのみ記載されております。

一方、収支報告書及び支出に係る証拠書類等の写しの議長提出は条例で規定されており両方で提出の根拠が異なっております。

そこで、会計帳簿写しの議長提出も条例で規定することとして、整合性を図りたいと考え、座長案に盛り込んだものでございます。

ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案につきましては、各会派お持ち帰りのうえご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承を願います。

私からは以上でございますが、この際、何かありましたらご発言をどうぞ。

(なし)

それでは、次回の連絡会は、12月5日木曜日に開催いたします。

以上で、本日の政務活動費連絡会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

以上